

建設業者・宅建業者の皆さまへ

住宅瑕疵担保履行法に係る届出について

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、新築住宅を引き渡した事業者は年1回の基準日（3月31日）ごとに県知事等に届出を行うことが義務付けられています。

※令和3年9月30日より、**基準日が年2回（3月31日、9月30日）から年1回（3月31日）に変更されます。**

届出期間

4月1日～4月21日（行政機関の休日にあたるときはその翌日）

基準日**3月31日**の翌日から**3週間**以内に届出が必要です。

届出書類

郵送または窓口持参で提出してください。
※宅建業者と建設業者とで窓口が異なります。

業者種類	届出書類	届出窓口
宅建業者	<ul style="list-style-type: none"> 住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書（第七号様式） 住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての状況の一覧表（第七号の二様式）（第二面は保険法人から基準日後に発行されるもので代用可） 基準日後に保険法人が発行する保険契約締結証明書（保険に加入した場合） 供託書の写し（供託した場合） 返信用封筒（郵送での提出で受領書の発行を希望する場合） 	香川県土木部住宅課 総務・宅地建物指導グループ 〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 TEL 087-832-3580（直）
建設業者	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書（第一号様式） 住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての状況の一覧表（第一号の二様式）（第二面は保険法人から基準日後に発行されるもので代用可） 基準日後に保険法人が発行する保険契約締結証明書（保険に加入した場合） 供託書の写し（供託した場合） 返信用封筒（郵送での提出で受領書の発行を希望する場合） 	香川県土木部土木監理課 契約・建設業グループ 〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 TEL 087-832-3507（直）

届出に関する留意点

- ・国許可・免許の方は、国土交通省四国地方整備局に直接届出を行ってください。
- ・1度届出をした場合、その後の12か月間に新築住宅の引渡しの実績がなくても、10年間は届出が必要です。
- ・届出受付後、必要に応じて受領書を発行いたします。
- ・届出を行わない場合、基準日の翌日から起算して50日を経過した日以降において、新たに自ら売主となる新築住宅の売買契約を締結することが禁止されます。
この禁止を解除するためには、資力確保措置を行い、県の確認を得る必要があります。